

# 青森県報

第四千三百四十二号

平成二十九年  
八月二十八日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………(保健衛生課) ……三
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称及び所在地の変更の届出……………(同) ……四
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称及び所在地の変更の届出……………(同) ……四
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(高齢福祉課) ……五
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……五
- 道路の供用の開始……………(道路課) ……五
- 出先機関
- 土地改良区の役員の退任……………(三八地域民局) ……五

## 告 示

### 青森県告示第五百九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 土地改良区の定款変更の認可……………(上北地域民局) ……六
- 右 同……………(同) ……六
- 右 同……………(同) ……六
- 右 同……………(同) ……六

| 居宅介護事業者    |                 | 居宅介護事業所      |                     | 指<br>定<br>年<br>月<br>日 |
|------------|-----------------|--------------|---------------------|-----------------------|
| 名 称        | 主たる事務所の所在地      | 名 称          | 所 在 地               |                       |
| 稲村 裕之      | 八戸市大字長苗代字窪田一四の三 | 稲村歯科医院       | 三戸郡南部町大字下名久井一〇      | 平成<br>二九・六・一          |
| 有限会社ワカバ    | 黒石市大字前町一の一の二    | ワカバ調剤薬局弘前大町店 | 弘前市大字大町二丁目一の二       | 二九・六・七                |
| 有限会社斎藤調剤薬局 | 弘前市大字品川町三七の三    | さいとう調剤薬局松原店  | 弘前市大字松原西二丁目二の一      | 二九・八・一                |
| 有限会社ワカバ    | 黒石市大字前町一の一の二    | ワカバ調剤薬局黒石駅前店 | 黒石市一番町一八五           | 二九・六・一                |
| 有限会社まつい    | 〃               | ワカバ調剤薬局平内店   | 東津軽郡平内町大字小湊字一愛宕七〇の二 | 二九・六・七                |



|         |   |   |            |           |   |
|---------|---|---|------------|-----------|---|
| パ有限会社ワカ | 〃 | 〃 | ワカバ調剤薬局七戸店 | 上北郡七戸町の二五 | 〃 |
|---------|---|---|------------|-----------|---|

青森県告示第六百二二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称                 | 主たる事務所の所在地   | 介護予防事業の種類    | 介護予防事業所      |                     | 指 定 年 月 日 |
|---------------------|--------------|--------------|--------------|---------------------|-----------|
|                     |              |              | 名 称          | 所 在 地               |           |
| パ有限会社ワカ             | 黒石市大字前町一一の二  | 介護予防居宅療養管理指導 | ワカバ調剤薬局弘前大町店 | 弘前市大字大町二丁目一の二       | 平成二九・六・二七 |
| 有 限 会 社 斎 藤 調 剤 薬 局 | 弘前市大字品川町三七の三 | 〃            | さいとう調剤薬局松原店  | 弘前市大字松原西二丁目一の二      | 二九・八・一    |
| パ有限会社ワカ             | 黒石市大字前町一一の二  | 〃            | ワカバ調剤薬局黒石駅前店 | 黒石市一番町一八五           | 二九・六・一    |
| 有 限 会 社 ま つ い       | 〃            | 〃            | ワカバ調剤薬局平内店   | 東津軽郡平内町大字小湊字一愛宕七〇の二 | 二九・六・二七   |
| パ有限会社ワカ             | 〃            | 〃            | ワカバ調剤薬局七戸店   | 上北郡七戸町の二五           | 〃         |

青森県告示第六百二二号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成二十九年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称                  | 所 在 地                    | 指 定 辞 退 年 月 日 |
|----------------------|--------------------------|---------------|
| リヴ調剤薬局堤店             | 青森市堤町二丁目三の一一             | 平成二九・五・二三     |
| はちのへハートセンターク<br>リニック | 八戸市大字田向字間ノ田六五の一一         | 二九・五・三        |
| ふよう調剤薬局              | 三戸郡南部町大字苦米地字町中二二の<br>一三  | 〃             |
| 深浦医院                 | 西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八二<br>の一五 | 二九・六・三〇       |
| 八幡町クリニック             | 弘前市大字八幡町一丁目二の二           | 〃             |

青森県告示第六百四号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十九年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-----|-------|-----------|
| 〃   | 〃     | 〃         |

|                  |                     |             |
|------------------|---------------------|-------------|
| はちのへハートセンタークリニック | 八戸市大字田向字間ノ田六五の一     | 平成<br>三元・六一 |
| ふよう調剤薬局          | 三戸郡南部町大字苦米地字町中二二の一三 | 〃           |
| くすのき薬局           | 八戸市城下一丁目一〇の一〇       | 二元・七一       |
| サン調剤薬局合浦公園前店     | 青森市合浦二丁目二の二六        | 〃           |
| ハッピー調剤薬局城下店      | 八戸市城下四丁目四の一九        | 〃           |
| 城下やえがき整形外科       | 八戸市城下四丁目四の一八        | 〃           |
| 八幡町クリニック         | 弘前市大字青山四丁目二七の一〇     | 〃           |

青森県告示第六百五号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

平成二十九年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

|     |                   |                 |             |
|-----|-------------------|-----------------|-------------|
| 区分  | 名 称               | 所 在 地           | 変 更 年 月 日   |
| 変更前 | 中野脳神経外科クリニック      | 青森市大字石江字高間一〇五の三 | 平成<br>二元・八一 |
| 変更後 | 中野脳神経外科・総合内科クリニック | 〃               | 〃           |
| 変更前 | 訪問看護ステーションふくろう    | 八戸市類家五丁目二五の二二   | 〃           |
| 変更後 | 〃                 | 八戸市江陽一丁目三の二六    | 〃           |

青森県告示第六百六号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

平成二十九年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

|     |        |       |                        |                                |             |
|-----|--------|-------|------------------------|--------------------------------|-------------|
| 区分  | 指定医の区分 | 氏 名   | 主として指定難病の診断を行う医療機関     | 担当する診療科名                       | 変 更 年 月 日   |
| 変更前 | 難病指定医  | 庭山 英俊 | 一部事務組合下北医療センターむつ総合病院   | メンタルヘルス科                       | 平成<br>三元・四一 |
| 変更後 | 難病指定医  | 〃     | 青森県立つが丘病院              | 精神科                            | 〃           |
| 変更前 | 〃      | 〃     | ろくごう整形外科リハビリテーションクリニック | 整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科          | 〃           |
| 変更後 | 〃      | 〃     | 城下やえがき整形外科             | 整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科、ペインクリニック | 〃           |
| 変更前 | 〃      | 〃     | 八戸赤十字病院                | 消化器内科                          | 〃           |
| 変更後 | 難病指定医  | 鈴木 歩  | 三戸郡五戸町鍛冶屋窪上三三三の二       | 内科                             | 二元・八一       |

|                              |                         |                  |                               |
|------------------------------|-------------------------|------------------|-------------------------------|
| 変更後                          | 変更前                     | 変更後              | 変更前                           |
| 定難<br>医病<br>指                | 定難<br>医病<br>指           | 定難<br>医病<br>指    | 定難<br>医病<br>指                 |
| 中野<br>高広                     | 中野<br>高広                | 矢口<br>直          | 矢口<br>直                       |
| 中野脳神経<br>外科・総合<br>内科・泌尿<br>科 | 中野脳神経<br>外科・泌尿<br>科     | 村上新町病<br>院       | 合一部事務<br>センター<br>つぎ医療<br>総合病院 |
| 青森市大字石江<br>三高間一〇五の<br>三      | 青森市大字石江<br>三高間一〇五の<br>三 | 青森市新町二丁<br>目一の一三 | むつ市小川町一<br>丁目二の八              |
| 脳神経外<br>科、内科                 | 脳神経外<br>科、内科            | 皮膚科              | 皮膚科                           |
| 〃                            | 〃                       | 〃                | 〃                             |

青森県告示第六百七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十九年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

|              |                   |                |     |     |
|--------------|-------------------|----------------|-----|-----|
| 指定居宅介護支援事業者  | 名 称               | 居宅介護支援事業を行う事業所 | 名 称 | 指 定 |
| 合同会社優玖       | 主たる事務所の所在地        | 居宅介護支援事業所あじさい  | 所在地 | 年月日 |
| 八戸市高州一丁目九の一六 | 上北郡おいらせ町一川目三丁目三三一 | 平成<br>二九・九・一   |     |     |

青森県告示第六百八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十九年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

|       |               |                     |              |
|-------|---------------|---------------------|--------------|
| 氏 名   | 勤 務 する 病 院 等  | 診 療 科 目             | 指 定          |
| 葛西 孝健 | 十和田市立中央病院     | 内科（じん臓機能障害、呼吸器機能障害） | 平成<br>二九・九・一 |
|       | 十和田市西十二番町一四の八 |                     |              |

青森県告示第六百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年九月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

|          |                                      |           |
|----------|--------------------------------------|-----------|
| 路 線 名    | 供 用 開 始 の 区 間                        | 供 用 開 始   |
| 県道戸来十和田線 | 十和田市大字滝沢字下モ平八九の一から十和田市大字滝沢字下モ平七三の一まで | 平成二九・八・二六 |

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅水七崎土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十九年八月二十八日

三八地域県民局長 津 島 正 春

|                   |       |                |         |
|-------------------|-------|----------------|---------|
| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏 名   | 住 所            | 退任の年月日  |
| 理 事               | 下田 常春 | 八戸市大字豊崎町字上七崎一九 | 平成二九・七三 |

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大浦土地改良区の定款の変更を平成二十九年八月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十九年八月二十八日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、榎林土地改良区の定款の変更を平成二十九年八月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十九年八月二十八日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大堰土地改良区の定款の変更を平成二十九年八月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十九年八月二十八日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、天間林土地改良区の定款の変更を平成二十九年八月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十九年八月二十八日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

|                                     |   |                                |
|-------------------------------------|---|--------------------------------|
| (発行所・発行人)<br>青森市長 島一丁目一番一号<br>青 森 県 | (印刷所・販売人)<br>青森市第二問屋町三丁目一番七七号<br>東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行<br>定価小口一枚二付十五円四十四銭 |
|-------------------------------------|---|--------------------------------|